

経営に役立つ

消費税実務のポイントQ&A

第4回

課税売上割合の計算（その1）

税理士 末永 敦康

Q

当社は課税売上高 5 億円超の製造業の会社です。課税売上割合が95%以上なので、今までは、課税仕入れ等に係る消費税額は全額控除していましたが、平成23年度税制改正により、平成25年 3 月期からは、個別対応方式か一括比例配分方式により仕入控除税額を計算することになりました。

いずれにせよ課税売上割合を正確に計算する必要があると思いますが、今後は、どんなことに注意したらよいですか？

A

課税売上割合により仕入控除税額が変わるので、非課税売上げ・輸出免税売上げ・対象外売上げを正しく区分する必要があります。

■ 計算方法

個別対応方式

控除対象仕入税額 = 課税売上げにのみ要する仮払消費税額 + 課税売上げ、非課税売上げ両方に共通して要する仮払消費税額 × 課税売上割合

一括比例配分方式

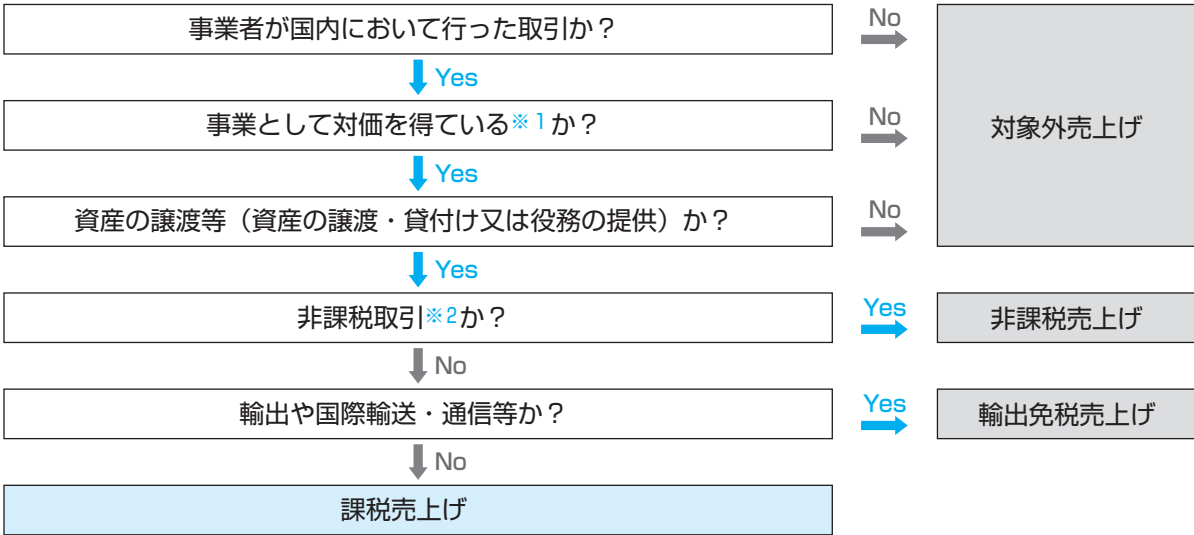
控除対象仕入税額 = 仮払消費税額 × 課税売上割合

課税売上割合 =
$$\frac{\text{課税売上高} + \text{輸出免税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{輸出免税売上高} + \text{非課税売上高（有価証券等の譲渡は、譲渡対価の額の 5 \%）}}$$

解説

非課税売上げ・輸出免税売上げ・対象外売上げを正しく区分する

非課税売上げ・輸出免税売上げ・対象外売上げは、いずれも消費税が生じない売上げです。仮受消費税額が生じないため、23年改正前は、これらの中で区分を間違えても課税売上割合が95%以上である限りは、納付税額に影響しませんでした。改正後は、これらの区分を間違えると課税売上割合が変わるため、納付税額が変わってしまいます。



※1 資産を役員に対して贈与した場合は、事業として対価を得ているとみなす。

※2 土地の譲渡・貸付け、有価証券等の譲渡、利子を対価とする貸付け、物品切手等の譲渡、住宅の貸付けなどをいう。

よくある間違い事例

取引内容	誤った処理	正しい処理
株式配当金を受け取った	預貯金利息と同じく非課税売上げにした	資産の譲渡等ではないので、対象外売上げになる
保険金を受け取った	保険料が非課税なので、保険金も非課税売上げにした	資産の譲渡等ではないので、対象外売上げになる
保有社債が満期償還になった（償還差損益なし）	譲渡と同じと考え、非課税売上げにした	償還は譲渡ではないので、対象外売上げになる
保有株式を発行会社に自己株式として譲渡した	譲渡と同じく非課税売上げにした	自己株式の場合は譲渡ではないので、対象外売上げになる
製品・商品を輸出した	消費税が課税されないので、非課税売上げ又は対象外売上げにした	輸出免税売上げになる
下請会社に対する貸付金を子会社に譲渡した	対象外売上げとした	金銭債権の譲渡なので、非課税売上げになる
海外で仕入れた商品を、日本に輸入する前に、転売した	輸出免税売上げとした	国外取引なので、対象外売上げになる